

日本ボクシング連盟 スポーツ団体ガバナンスコード＜中央競技団体向け＞遵守状況の自己説明

※当連盟の自己説明の証憑となる書類のうち、公開可能なものについては、本表の証憑書類欄にて公開している。

審査項目 通し番号	原則	審査項目	NF記入欄	
			自己説明	証憑書類
1	[原則1] 組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである	(1) 組織運営に関する 中長期基本計画 を策定し公表すること	【審査基準（1）について】 組織運営等に関する中長期基本計画を策定するには至っていない。 中長期基本計画の策定は、専務理事、事務局長、マネージャーが担当し、令和4年度中（令和5年3月31日まで）に策定する予定。 【審査基準（2）について】 上述のとおり計画を策定し、令和4年度中（令和5年3月31日まで）に、当協会HPにて公開する。 【審査基準（3）について】 策定段階において、グループウェアを活用する方法により、役職員や構成員から幅広く意見を募る。また、策定案が出来次第、理事会での機関決定を行う	01.項目1-1 20201227第8回 理事会招集通知 02.項目1-2 理事会20201227決議事項説明資料 中長期計画策定について
2	[原則1] 組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである	(2) 組織運営の強化に関する 人材の採用及び育成に関する計画 を策定し公表すること	【審査基準（1）について】 組織運営の強化に関する人材の採用及び育成に関する計画を策定するには至っていない。 令和3年度中（令和4年3月31日まで）には策定する予定。 計画策定は、コンプライアンス委員会が担当する 【審査基準（2）について】 上述のとおり計画を策定次第、当協会HPにて公開する予定。 【審査基準（3）について】 策定過程において、グループウェアを活用する方法により、役職員や構成員から幅広く意見を募る予定。	03.項目2-1 20211023時点 コンプライアンス委員会役割案説明資料（抜粋）
3	[原則1] 組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである	(3) 財務の健全性確保に関する計画 を策定し公表すること	【審査基準（1）について】 令和3年度中（令和4年3月31日まで）に策定済み。 【審査基準（2）について】 当協会HPにて公開済み。 【審査基準（3）について】 策定段階において役職員や構成員から幅広く意見を募っている。	04.項目3-1 普及・マーケティング計画書（スポーツ庁助成事業申請書）
4	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(1) 組織の役員及び評議員の構成等における多様性の確保を図ること ① 外部理事 の目標割合（25%以上）及び 女性理事 の目標割合（40%以上）を設定するとともに、その達成に向けた具体的な方策を講じること	【審査基準（1）について】 役員構成の多様性は、確保に努めているが、まだ十分ではない。 女子役員に関しては、女子競技の歴史が浅い（2012年ロンドンオリンピックからオリンピック競技へ追加）という歴史的背景から、NFの運営に関わる女性の人数が絶対的に不足している。 しかしながら、競技引退した日本人初の国際大会メダリストである後藤（旧姓: 水野）知里氏を理事として加えるなど、女子役員登用の必要性に関しては、連盟内でコンセンサスが得られている。 外部役員登用に関しても、会長（内田貞信、企業経営者）・専務理事（仲間達也、医師・医療コンサルタント業）など、主要役員を外部理事から選出するなど、登用には積極的である。 次回役員選任時（令和4年度3月31日まで）には、ガバナンスコードで示される目標割合の半分程度（外部理事12.5%、女性理事20%）を実現可能な目標として設定し、役員選任を行う予定。 【審査基準（2）について】 現時点においては目標未達成だが、次回役員選任時（令和4年度3月31日まで）には、実現可能な目標として、ガバナンスコードで示される目標割合の半分程度（外部理事12.5%、女性理事20%）を定め、役員選任を行う予定。	05.項目4-1 2020年度理事一覧

(様式5)

最終更新日：令和 3 年10月29日

日本ボクシング連盟 スポーツ団体ガバナンスコード＜中央競技団体向け＞遵守状況の自己説明

※当連盟の自己説明の証憑となる書類のうち、公開可能なものについては、本表の証憑書類欄にて公開している。

審査項目 通し番号	原則	審査項目	NF記入欄	
			自己説明	証憑書類
5	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(1) 組織の役員及び評議員の構成等における多様性の確保を図ること ②評議員会を置くNFにおいては、外部評議員及び女性評議員の目標割合を設定するとともに、その達成に向けた具体的方策を講じること	財団法人にのみ適用される審査項目であるため、社団法人である当連盟は該当しない。	項目5-1 日本ボクシング連盟正会員（＝都道府県連盟会長）名簿
6	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(1) 組織の役員及び評議員の構成等における多様性の確保を図ること ③ アスリート委員会 を設置し、その意見を組織運営に反映させるための具体的な方策を講じること	【審査基準（1）について】 アスリート委員会を設置し、少なくとも年2回以上、定期的に開催している。 【審査基準（2）について】 ジェンダーバランスを配慮し、アスリート委員会適切な人選が行われている。 【審査基準（3）について】 アスリート委員会の意見を組織運営に反映させるため、アスリート委員長である成松大介氏（現役選手）を、定期的に理事会に招聘し、アスリート委員会からの要望のヒアリングを行っている。ヒアリングの結果アスリート委員会の要望が採用された具体例としては、これまで全国持ち回りであった全日本選手権大会を東京五輪ボクシング競技会場がある墨田区で固定開催する事（令和元年6月2日理事会にて）などが挙げられる。	06.項目6-1 アスリート委員会規則 07.項目6-2 アスリート委員会名簿 08.項目6-3 アスリート委員会議事録
7	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(2) 理事会を適正な規模 とし実効性の確保を図ること	【審査基準（1）について】 令和2年10月31日理事会決議ならびに同年11月17日総会において、従前35人居た理事の定員を24人に減らすことを目的とした、定款（第26条）及び役員の選任、定年及び任期に関する規則（第2条）を改正案を決議し、理事会を適正な規模とし、実効性の確保を図っている。	09.項目7-1 2020年度理事一覧
8	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(3) 役員等の新陳代謝を図る仕組みを設けること ① 理事の就任時の年齢に制限 を設けること	【審査基準（1）について】 令和2年10月31日理事会において、役員の定年を65歳未満とする役員の選任、定年及び任期に関する規則（第4条）改正案を決議し、理事の就任時の年齢に制限を設けている。	10.項目8-1 役員の選任、定年及び任期に関する規則（第4条）
9	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(3) 役員等の新陳代謝を図る仕組みを設けること ② 理事が原則として10年を超えて在任することがないよう再任回数の上 限 を設けること	【審査基準（1）について】 令和2年10月31日理事会において、役員の連続しての任期は、選任後8年を経過する日の属する事業年度に関する定時総会の終結の時までとする定款及び役員選任規則の改正案を決議し、理事が原則として10年を超えて在任することがないよう再任回数の上限を設けている。	11.項目9-1 定款（第30条） 12.項目9-2
			【激変緩和措置（または例外措置）が適用される場合に記入】	

(様式5)

最終更新日：令和3年10月29日

日本ボクシング連盟 スポーツ団体ガバナンスコード＜中央競技団体向け＞遵守状況の自己説明

※当連盟の自己説明の証憑となる書類のうち、公開可能なものについては、本表の証憑書類欄にて公開している。

審査項目 通し番号	原則	審査項目	NF記入欄	
			自己説明	証憑書類
10	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(4) 独立した諮問委員会として 役員候補者選考委員会 を設置し、構成員に有識者を配置すること	【審査基準（1）について】 当NFでは令和2年度の7月総会において現役員が選任された。 現役員選任時に、役員候補者選考委員会を設置の必要性は理事会で共有されたが、問題点の理解と認識の共有に時間を要しており、役員候補者選考委員会の設置とそれに基づいた役員の選考までは未だ行えていない。 前述のように、問題点の共有は行えており、現在の役員の満期である令和3年度（令和4年3月31日）までには、役員候補者選考委員会を設置し、次期（令和4年度）の役員選任からは、役員候補者選考委員会を介して役員選任を行う予定である。	13.項目10-1 コンプライアンス委員会役割案説明資料（抜粋）
11	[原則3] 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(1) NF及びその役職員その他構成員が適用対象となる法令を遵守するために 必要な規程を整備 すること	【審査基準（1）について】 NF及びそのほか役職員・その他構成員が適用対象となる法令を遵守する旨との文言を含む、コンプライアンス規則ならびに倫理規則を整備している。	14.項目11-1 コンプライアンス規則（平成31年2月2日に制定） 15.項目11-2 倫理規則（令和3年4月18日に改正）
12	[原則3] 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ①法人の 運営 に関して必要となる一般的な 規程 を整備しているか	【審査基準（1）について】 平成30年10月の新体制成立以降、法人の運営に関して必要となる一般的な規程を整備している。	16.項目12-1 NFのWe bサイトに掲載している全規程構造的体系表
13	[原則3] 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ②法人の 業務 に関する 規程 を整備しているか	【審査基準（1）について】 当NFでは令和3年3月の理事会にて業務執行規程を整備し、また令和3年6月の理事会にて業務権限規程（案）を示し審議を行った。 業務権限規程（案）については、令和3年度中（令和4年3月31日）までには、理事会での審議を深めコンセンサスを得た上で施行する予定である。	17.項目13-1 業務執行規程 18.項目13-2 業務権限規程（案）
14	[原則3] 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ③法人の 役職員の報酬 等に関する規程を整備しているか	【審査基準（1）について】 法人の役職員の報酬等に関する規程を整備している。	19.項目14-1 報酬規程
15	[原則3] 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ④法人の 財産に関する規程 を整備しているか	【審査基準（1）について】 法人の財産に関する規程を整備している。	20.項目15-1 経理規則
16	[原則3] 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ⑤ 財政的基盤を整えるための規程 を整備しているか	【審査基準（1）について】 現在当NFでは、補足説明に例示されている全ての規程（スポンサーシップ、試合の放映、商品化等の付随的事業を実施するためのNFの権利に関する規程、表彰の規程等）については整備できていない。 今後執行部において、令和3年度中（令和4年3月32日）を目途に規程を整備していく予定。	21.項目16-1 【令和2年10月31日理事会資料】企業とのスポンサー契約の取り決め 22.項目16-2 【令和2年10月31日理事会資料】現行アマチュア規則現規細則廃止決定済み

日本ボクシング連盟 スポーツ団体ガバナンスコード＜中央競技団体向け＞遵守状況の自己説明

※当連盟の自己説明の証憑となる書類のうち、公開可能なものについては、本表の証憑書類欄にて公開している。

審査項目 通し番号	原則	審査項目	NF記入欄	
			自己説明	証憑書類
17	[原則3] 組織運営等に必要な 規程を整備すべきで ある。	(3) 代表選手の公平かつ合理的な選考に 関する規程 その他選手の権利保護に 関する規程を整備すること	【審査基準（1）について】 代表選手の公平かつ合理的な選考に関する規程を整備している。 【審査基準（2）について】 旧体制時に制定されたアマチュア規則細則の見直しを行い、企業とのスポンサーシップ契約の締結について、より選手の権利を保護する （連盟が全額徴収し70%を選手へ支給→選手・企業・連盟間の3者契約で、連盟が取得する金額も、30%から10%へ大幅減少させた）方向 へ改訂を行なっている 【審査基準（3）について】 選手選考に関する規程（選考基準及び選考過程）の作成者の選定を公平かつ合理的な過程で実施している。	23.項目17-1 選手選考規程 24.項目17-2 【令和2年10月31日理事会資料】 企業とのスポンサー契約の取り決め
18	[原則3] 組織運営等に必要な 規程を整備すべきで ある。	(4) 審判員の公平かつ合理的な選考に関 する規程 を整備すること	【審査基準（1）について】 現在当NFでは、独立した公正な立場から審判される体制を確保するための仕組みとして、審判の出身母体（出身都道府県は出身高校・ 出身大学）をシステムに入力し、出身母体の選手が出場する試合の審判はできない仕組みを採用している。 また、競技規則第10条（レフリー）の(4)において、「競技者と利害関係のある審判員はその競技者が出場する競技のレフリーおよび ジャッジを務めてはならない。」と規定している。	25.項目18-1 20210312JOCに提出 第8回目改善状況報告（抄） 26.項目18-2 競技規則
19	[原則3] 組織運営等に必要な 規程を整備すべきで ある。	(5) 相談内容に応じて適切な弁護士への 相談ルートを確保するなど、 専門家 に日常的に相談や問い合わせをでき る体制 を確保すること	【審査基準（1）（2）について】 顧問契約を締結しているノーサイド法律事務所の山崎顧問弁護士（NFの問題を把握し、調査の必要性の有無等を判断できる法的知識を 有する専門家）を倫理委員長、公益推進委員長としている。また、ノーサイド法律事務所との間で、NFの各種規程の整備や法人運 営に関する日常的な相談できる体制を確保できている。	27.項目19-1 ノーサイド法律事務所との契約書 28.項目19-2 山崎顧問弁護士兼公益化推進委員長兼倫理委員長経歴書
20	[原則4] コンプライアンス委 員会を設置すべきで ある。	(1) コンプライアンス委員会 を設置し運 営すること	【審査基準（1）について】 令和3年6月13日の第2回理事会において、コンプライアンス委員会設置の必要性について審議に諮り委員会としての稼働を開始。 委員長以下コアメンバーにより令和3年7月16日、第1回委員会を開催し、委員の人選・委員会の業務領域・役割等について審議を 行っている。 【審査基準（2）について】 令和3年6月の理事会後の委員会設置以降、委員長を中心に、コンプライアンス強化に係る方針や計画の策定及びその推進、実施状況の 点検、リスクの把握等を組織的・継続的に実践するための協議を継続して行っている。 【審査基準（3）について】 委員会の構成員に8名の委員のうち2名の女性委員の配置している。	29.項目20-1 20210613第2回理事会招集通知 30.項目20-2 20210613理事会提示資料 コンプラ委員会と倫理委員会の業務領域棲み分け内容 31.項目20-3 20210716 コンプライアンス委員会（仮称）キックオフミーティング議事録 20210915 石堂委員長とのMTG後に纏めた資料
21	[原則4] コンプライアンス委 員会を設置すべきで ある。	(2) コンプライアンス委員会の 構成員 に 弁護士、公認会計士、学識経験者等 の有識者を配置すること	【審査基準（1）について】 上述審査項目通し番号20のとおり、石堂委員長はスポーツ法に精通した学識経験者である。	32.項目21-1 石堂委員長経歴書

日本ボクシング連盟 スポーツ団体ガバナンスコード＜中央競技団体向け＞遵守状況の自己説明

※当連盟の自己説明の証憑となる書類のうち、公開可能なものについては、本表の証憑書類欄にて公開している。

審査項目 通し番号	原則	審査項目	NF記入欄	
			自己説明	証憑書類
22	[原則5] コンプライアンス強化のための教育を実施すべきである	(1) NF役職員向け のコンプライアンス教育を実施すること	【審査基準（1）について】 令和2年6月29日理事会以降、役職員向けのガバナンス・コンプライアンス研修を実施し、以降も継続的な研修の実施を予定している。	33.項目22-1 【研修1】公益法人化の目的（20200628）改訂版 20211023時点 コンプラ員会で提供する学びお内容説明動画に使用したバワボ資料（PDF）
23	[原則5] コンプライアンス強化のための教育を実施すべきである	(2) 選手及び指導者向け のコンプライアンス教育を実施すること	【審査基準（1）について】 令和元年以降、全国大会において指導者に対するガバナンス・コンプライアンス・インテグリティ研修会を実施している。 また、国際大会等に参加する選手及び指導者に対しても、NF担当者を決め、JOCインテグリティ教育部門が主催する研修会に積極的に参加している。	34.項目23-1 20210714 福井総体時のインテグリティ研修資料
24	[原則5] コンプライアンス強化のための教育を実施すべきである	(3) 審判員向け のコンプライアンス教育を実施すること	【審査基準（1）について】 令和元年以降、NFが主催する全国大会にて、参加する審判員に対してガバナンス・コンプライアンス・インテグリティ研修会の実施を予定している。	35.項目24-1 20211023時点 コンプラ員会で提供する学びお内容説明動画に使用したバワボ資料（PDF）
25	[原則6] 法務、会計等の体制を構築すべきである	(1) 法律、税務、会計等の 専門家のサポートを日常的に受けることができる体制 を構築すること	【審査基準（1）について】 組織運営において専門家のサポートが必要となると想定される場面や内容を事前に洗い出した上で、定期的にその適否について検証を行っている。 【審査基準（2）について】 法律、税務、会計等の専門家のサポートを日常的に受けることができる体制を構築している。	36.項目25-1 ノーサイド法律事務所との契約書 37.項目25-2 山田＆パートナーズとの契約書 38.項目25-3 20201211十川先生契約書
26	[原則6] 法務、会計等の体制を構築すべきである	(2) 財務・経理の処理を適切に行い、 公正な会計原則を遵守 すること	【審査基準（1）について】 経費使用及び財産管理に関する規程等を整備することなどにより、公正な会計原則を遵守するための業務サイクルを確立している。 【審査基準（2）について】 各種法人法（一般社団・財団法人法、特定非営利活動促進法、会社法等）、公益法人認定法等のうち適用を受ける法律に基づき適性のあ る監事等を設置している。 【審査基準（3）について】 各事業年度の計算書類等の会計監査及び適法性監査に加え、具体的な業務運営の妥当性に関する監査も可能な限り積極的に実施し、組織 の適正性に係る監査報告書を作成している。	39.項目26-1 2020年度役員一覧 40.項目26-2 岩井監事履歴書 41.項目26-3 泉監事履歴書 42.項目26-4 ノーサイド法律事務所との契約書 43.項目26-5 山田＆パートナーズとの契約書 44.項目26-6 20201211十川先生契約書

日本ボクシング連盟 スポーツ団体ガバナンスコード＜中央競技団体向け＞遵守状況の自己説明

※当連盟の自己説明の証憑となる書類のうち、公開可能なものについては、本表の証憑書類欄にて公開している。

審査項目 通し番号	原則	審査項目	NF記入欄	
			自己説明	証憑書類
27	[原則6] 法務、会計等の体制を構築すべきである	(3) 国庫補助金等の利用 に関し、適正な使用のために求められる法令、ガイドライン等を遵守すること	【審査基準（1）について】 国庫補助金等の利用に関し、適正な使用のために、平成32年度より、日本フェンシング協会前事務局長との間で、アドバイザー契約を締結。また、国庫補助金等の利用手続きについて教育訓練を受けた職員を雇用し、適正使用を担保する体制を構築済みであり、法令、ガイドライン等の遵守を担保できている。	45.項目27-1 日本フェンシング協会前事務局長との間のコンサルティング契約書
28	[原則7] 適切な情報開示を行うべきである。	(1) 財務情報 等について法令に基づく開示を行うこと	【審査基準（1）について】 財務情報等について、法令に基づく開示をNFウェブサイト上で適宜開示をしている。	46.項目28-1 2020年度 決算報告書 47.項目28-2 2020年度 予算
29	[原則7] 適切な情報開示を行うべきである。	(2) 法令に基づく開示以外の情報開示も主体的に行うこと ① 選手選考基準 を含む選手選考に関する情報を開示すること	【審査基準（1）について】 選手選考基準を含む選手選考に関する情報をNFウェブサイト上で開示している。	48.項目29-1 選手選考規程
30	[原則7] 適切な情報開示を行うべきである。	(2) 法令に基づく開示以外の情報開示も主体的に行うこと ② ガバナンスコードの遵守状況 に関する情報等を開示すること	【審査基準（1）について】 令和2年10月31日理事会にて、開示の是非を含む審査書式内容一式の報告を行った。 また審査機関であるJOCの審査を経てガバナンスコードの遵守状況に関する情報等を令和3年3月末に開示している。	49.項目30-1 様式5 自己説明書
31	[原則8] 利益相反を適切に管理すべきである	(1) 役職員、選手、指導者等の関連当事者とNFとの間に生じ得る 利益相反を適切に管理 すること	【審査基準（1）について】 重要な契約（金額の多寡、関係者への影響の大小等から判断する。）については、客観性・透明性につき、特に慎重な検証を行っている（具体例としては、会長が経営する会社より市場価格より廉価でNF全体の基幹システム及びグループウェアを構築する企画を行う場面において） 【審査基準（2）について】 令和3年4月18日の理事会において、利益相反ポリシーを制定し利益相反を適切に管理している。	50.項目31-1 利益相反ポリシー
32	[原則8] 利益相反を適切に管理すべきである	(2) 利益相反ポリシー を作成すること	【審査基準（1）について】 上述審査基準(2)のとおり、令和3年4月18日の理事会において、利益相反ポリシーを制定し利益相反を適切に管理している。	51.項目32-1 利益相反ポリシー

日本ボクシング連盟 スポーツ団体ガバナンスコード＜中央競技団体向け＞遵守状況の自己説明

※当連盟の自己説明の証憑となる書類のうち、公開可能なものについては、本表の証憑書類欄にて公開している。

審査項目 通し番号	原則	審査項目	NF記入欄	
			自己説明	証憑書類
33	[原則9] 通報制度を構築すべきである	(1) 通報制度 を設けること	【審査基準（1）について】 通報窓口については当NFホームページのヘッダーに恒常的にNF関係者等に周知している 【審査基準（2）（3）について】 通報相談に関する規則第7条において、通報者が特定される情報について守秘義務を課している（資料No.項目33-3参照） 【審査基準（4）について】 通報相談に関する規則第8条において、相談者に対する不利益な取扱いを行うことを禁止している（資料No.項目33-3参照） 【審査基準（5）について】 インテグリティ担当者会議を通じて、NF役員員に対して、通報が正当な行為として評価されるものであるという意識付けを徹底している	52.項目33-1 NFホームページの公益通報窓口の画面 53.項目33-2 通報相談に関する規則
34	[原則9] 通報制度を構築すべきである	(2) 通報制度の運用体制は、弁護士、公認会計士、学識経験者等の 有識者を中心に整備 すること	【審査基準（1）について】 通報制度の運用体制として、弁護士及び警視庁OBの行政書士を中心に整備している。	54.項目34-1 ノーサイド法律事務所との契約書 55.項目34-2 山崎顧問弁護士兼公益化推進委員長兼倫理委員長経歴書 56.項目34-3 大場良明氏経歴書
35	[原則10] 懲罰制度を構築すべきである	(1) 懲罰制度における禁止行為、処分対象者、処分の内容及び処分に至るまでの 手続を定め、周知すること	【審査基準（1）（2）について】 懲罰制度における処分対象者（第2条）、禁止行為（第4条）、処分の内容及び処分に至るまでの手続（第6条）を規程等によって定め処分に至るまでの手続を周知している（資料No.項目35-2参照） 【審査基準（3）（4）について】 処分結果は、処分対象者に対し、処分の内容、処分対象行為、処分の理由、不服申立手続の可否、その手続の期限等が記載された書面にて告知することを規程等に定めている。	57.項目35-1 倫理規則
36	[原則10] 懲罰制度を構築すべきである	(2) 処分審査を行う者 は、中立性及び専門性を有すること	【審査基準（1）について】 処分審査を行う者は、中立性及び専門性を有している（資料No.項目37参照）	58.項目36-1 ノーサイド法律事務所との契約書 59.項目36-2 山崎顧問弁護士兼公益化推進委員長兼倫理委員長経歴書
37	[原則11] 選手、指導者等との間の紛争の迅速かつ適正な解決に取り組むべきである。	(1) NFにおける懲罰や紛争について、公益財団法人日本スポーツ仲裁機構によるスポーツ仲裁を利用できるよう 自動応諾条項 を定めること	【審査基準（1）（2）（3）について】 NFにおける懲罰や紛争について、定款第59条に「この法人から処分の通知を受けた者（以下「被処分者」という）は、この法人からの処分の通知に対して不服がある場合、公益財団法人日本スポーツ仲裁機構のスポーツ仲裁規則の仲裁によって解決することができるものとする。」と自動応諾条項を定めている（資料No.項目37-2参照）	60.項目37-1 定款（第56条）

日本ボクシング連盟 スポーツ団体ガバナンスコード＜中央競技団体向け＞遵守状況の自己説明

※当連盟の自己説明の証憑となる書類のうち、公開可能なものについては、本表の証憑書類欄にて公開している。

審査項目 通し番号	原則	審査項目	NF記入欄	
			自己説明	証憑書類
38	[原則11] 選手、指導者等との間の紛争の迅速かつ適正な解決に取り組むべきである。	(2) スポーツ仲裁の利用が可能であることを 処分対象者に通知 すること	【審査基準（1）について】 定款第 6 0 条にスポーツ仲裁の利用が可能であることの規定を設けている。直近で生じた処分事案において、処分対象者への文書通知にスポーツ仲裁機構の利用が可能であるとの記載が漏れていたが、次回以降はこの必要性を連盟内で共有済みであり、処分案件発生し文書通知を行う際には、規定通り、スポーツ仲裁機構の利用が可能であるという旨、記載された文書を送付予定である	なし
39	[原則12] 危機管理及び不祥事対応体制を構築すべきである。	(1) 有事のための危機管理体制を事前に構築し 危機管理マニュアル を策定すること	【審査基準（1）及び（2）について】 現在当 N F では、危機管理マニュアルの策定がされていない。 コンプライアンス委員会において、令和 4 年度中（令和 5 年 3 月 3 1 日）までに危機管理マニュアルを策定する。 【審査基準（3）、(4)について】 審査基準（1）（2）のとおりに、策定予定の危機管理マニュアルにおいて、不祥事対応の一連の流れ及び、外部調査委員会を設置する場合の流れを盛り込む予定である。	61.項目39-1 【コンプラ委員会の役割】過去 3 回の動画振り返り→4 回目動画資料
40	[原則12] 危機管理及び不祥事対応体制を構築すべきである。	(2) 不祥事が発生した場合は、事実調査、原因究明、責任者の処分及び再発防止策の提言について検討するための 調査体制 を速やかに構築すること ※審査書類提出時から過去4年以内に不祥事が発生した場合のみ審査を実施	【審査基準（1）について】 現時点で、危機管理マニュアルが策定されていないため、不祥事が発生した場合の事実調査、原因究明、責任者の処分及び再発防止策の提言について検討するための調査体制は完璧ではない。 審査項目39で述べたように、コンプライアンス委員会において、令和 4 年度中（令和 5 年 3 月 3 1 日）までに危機管理マニュアルを策定し、その中に、不祥事対応の一連の流れ及び、外部調査委員会を設置する場合の流れを盛り込む予定である。	62.項目40-1 20180928第三者委員会 調査結果報告書

